

## ○ 青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領

平成20年 6 月 9 日 青監第224号

令和 7 年 3 月31日 青監第1144号（最終改正）

### （趣旨）

第1条 この要領は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約について、条件付き一般競争入札の方法により締結する場合の事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件付き一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により、当該入札に参加する者の事業所の所在地等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者によって行う一般競争入札をいう。
- (2) 公所の長 青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号）の規定により、当該建設工事の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。
- (3) 担当課長 当該建設工事を施行する青森県行政組織規則（昭和36年2月青森県規則第18号）第22条に規定する課長をいう。
- (4) 主務課長 当該建設工事に係る事務を分掌する課の長をいう。

### （対象工事、施行形態等）

第3条 条件付き一般競争入札の方法により請負契約を締結する建設工事は、請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）が原則として5千万円以上で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により建設工事の調達契約に係る予定価格として総務大臣が定める額（以下「特例政令適用基準額」という。）未滿の建設工事（災害復旧工事等の急施を要する工事を除く。）とする。

2 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第6条第1項に規定する建設工事に係る条件付き一般競争入札は、請負工事設計額、建設工事の規模、技術的難度、特殊性等に応じ、次の表のいずれかの形態により、同表に定める者を対象として行うものとする。

|   | 施行形態           | 対象となる建設工事                                                                                                                  | 対象となる者                                                                                                                                                                                                                    |
|---|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 県内一般型<br>(単体)  | 原則として、1件の請負工事設計額が、4億円以上特例政令適用基準額未満の建設工事                                                                                    | 県内に本店を有する最上位等級者<br>ただし、港湾施設工事及び海岸施設工事にあつては、経常建設共同企業体を含むことができるものとする。                                                                                                                                                       |
| 2 | 県内一般型<br>(JV)  | 原則として、1件の請負工事設計額が、4億円以上特例政令適用基準額未満の建設工事で青森県建設工事共同企業体取扱要領（平成2年4月1日付け青監第2号。以下「共同企業体要領」という。）第3条の規定により、特定建設工事共同企業体の方法により行われるもの | 県内に本店を有する最上位等級者                                                                                                                                                                                                           |
| 3 | 地域限定型<br>(単体Ⅰ) | 原則として、1件の請負工事設計額が、2億円以上4億円未満の建設工事                                                                                          | 管内最上位等級者<br>ただし、当該者の数が20に満たない公所にあつては、当該公所の長が地域性を考慮して選定する他の公所の管内最上位等級者を加えるものとする。                                                                                                                                           |
|   | 地域限定型<br>(単体Ⅱ) | 原則として、1件の請負工事設計額が、5千万円以上2億円未満の建設工事                                                                                         | 管内最上位等級者<br>ただし、当該者の数が20に満たない等の公所にあつては、管内第2位等級者又は当該公所の長が地域性を考慮して選定する他の公所の管内最上位等級者を加えるものとする。                                                                                                                               |
| 4 | 地域限定型<br>(JV)  | 原則として、1件の請負工事設計額が、5千万円以上4億円未満の建設工事で共同企業体要領第3条の規定により、特定建設工事共同企業体の方法により行われるもの                                                | 管内最上位等級者及び管内第2位等級者<br>ただし、当該建設工事の態様及び各公所の建設業者の状況に応じ、他の公所の管内最上位等級者及び他の公所の管内第2位等級者を加えることができるものとする。                                                                                                                          |
| 5 | 一般型<br>(単体)    | 原則として、1件の請負工事設計額が、5千万円以上特例政令適用基準額未満の建設工事で、特に技術的難度が高く、高度な施工管理を必要とするもの                                                       | 県内に本店、支店又は営業所を有する最上位等級者<br>ただし、特別な技術を要する建設工事の場合において、当該者が少数であるときは、県内に本店、支店又は営業所を有しない最上位等級者及び県内に本店、支店又は営業所を有する第2位等級者であつて、当該建設工事について、これらの者と同等程度の施工能力を有するものと認められる者を加えることができるものとし、港湾施設工事及び海岸施設工事にあつては、経常建設共同企業体を含むことができるものとする。 |

|   |              |                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                      |
|---|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 一般型<br>(J V) | 原則として、1 件の請負工事設計額が、5 千万円以上特例政令適用基準額未満の建設工事で共同企業体要領第 3 条の規定により、特定建設工事共同企業体の方法により行われるもののうち、特に技術的難度が高く、高度な施工管理を必要とし、確実かつ円滑な施工のため、複数の最上位等級者に共同施工させることが適当と認められるもの                                    | 県内に本店、支店又は営業所を有する最上位等級者<br>ただし、特別な技術を要する建設工事の場合において、当該者が少数であるときは、県内に本店、支店又は営業所を有しない最上位等級者を含むことができるものとする。             |
| 7 | 混合型<br>(J V) | 原則として、1 件の請負工事設計額が、5 千万円以上特例政令適用基準額未満の建設工事で共同企業体要領第 3 条の規定により、特定建設工事共同企業体の方法により行われるもののうち、技術的難度、規模等に照らして、県内業者が県外最上位等級者と共同施工することにより施工可能であると認められるもので、かつ、県内業者が技術及び経験を吸収し、施工能力の向上を図ることが可能であると認められるもの | 県外に本店を有する最上位等級者及び管内最上位等級者<br>ただし、当該建設工事の態様及び各公所の建設業者の状況に応じ、管内第 2 位等級者、他の公所の管内最上位等級者及び他の公所の管内第 2 位等級者を加えることができるものとする。 |

備考 1 この表において、「最上位等級者」とは、参加資格規則第 6 条第 1 項の規定により決定された等級が、土木一式工事及び建築一式工事にあつては特 A 級、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事及び造園工事にあつては A 級である建設業者をいう。

2 この表において、「第 2 位等級者」とは、参加資格規則第 6 条第 1 項の規定により決定された等級が、土木一式工事及び建築一式工事にあつては A 級、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事及び造園工事にあつては B 級である建設業者をいう。

3 この表において、「管内最上位等級者」とは、当該公所の所管区域内に本店を有する最上位等級者をいう。

4 この表において、「管内第 2 位等級者」とは、当該公所の所管区域内に本店を有する第 2 位等級者をいう。

3 参加資格規則第 6 条第 1 項に規定する建設工事以外の建設工事に係る条件付き一般競争入札は、前項を参考として行うものとする。ただし、対象となる者の等級については、総合点（参加資格規則第 5 条第 2 項に規定する客観的査定要素の審査により算出された数値及び同項に規定する主観的査定要素の審査により算出された数値の合計の数値をいう。以下同じ。）について、知事が別に定める点数による区分をもって当該等級に代えるものとする。

（入札参加資格）

第 4 条 建設工事の条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 参加資格規則第 5 条第 1 項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第 4 項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 参加資格規則第6条第1項に規定する建設工事の場合は、同項の規定により決定された等級が、土木一式工事又は建築一式工事にあつては特A級又はA級、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事又は造園工事にあつてはA級又はB級の者であること。  
参加資格規則第6条第1項に規定する建設工事以外の建設工事の場合は、総合点が、知事が別に定める点数による区分に該当する者であること。
- (6) 指定された区域内に本店を有する者であること。なお、県外に本店を有する者については、原則として、県内に支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 前条第2項の表の3の欄の地域限定型（単体Ⅱ）以外の施行形態の建設工事については、入札に係る建設工事と同種の建設工事の建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の総合評定値が、知事が別に定める点数以上の者であること。
- (8) 過去15年間に当該建設工事と同種の建設工事（別に知事が定める内容のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (9) 入札に係る建設工事について、建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者を工事現場ごとに置くことができる者であること。
- (10) 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (11) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- (12) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- (13) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (14) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) その他知事が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

#### （参加資格の決定）

第5条 公所の長及び担当課長は、第3条第2項の表に規定する施行形態並びに前条第4号から第7号まで及び第13号に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、条件付き一般競争入札参加資格設定計画書（第1号様式）を作成し、各公所の建設業者等選定委員会又は部内建設業者指名委員会建設業者等選定部会等（以下「建設業者等選定委員会等」という。）の審査に付すものとする。

- 2 公所の長は、前項の規定により審査に付した後、請負工事設計額が1億円以上の建設工事に係るものにあつては、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書（第2号様式。以下

「内申書」という。)を作成し、設計図書(図面及び特記仕様書等をいい、建築一式工事にあつては主要工事数量表等を含む。以下同じ。)とともに主務課長に送付し、主務課長は、その内容を審査調整するものとする。

- 3 担当課長は、第1項の規定により審査に付した後、請負工事設計額が1億円以上の建設工事に係るものにあつては、内申書を作成するものとする。
- 4 主務課長は、第2項の規定により審査調整した後、担当課長は、第1項の規定により審査に付した後、予定価格調書を作成し、請負工事設計額に応じ、請負工事施行何により決裁を得るものとする。この場合において、請負工事施行何には、内申書及び予定価格調書を添付するものとする。
- 5 主務課長及び担当課長は、前項の決裁を得るに当たっては、内申書の内容について各部の指名委員会等の審査に付すものとし、請負工事設計額が2億円以上の建設工事に係るものにあつては、当該審査に付した後、請負工事施行何を監理課長に提出するものとする。
- 6 監理課長は、前項の規定による請負工事施行何の提出があつた場合は、内申書の内容について審査調整の上、青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領(平成11年7月19日付け青監第611号)第19条に規定する青森県建設業者一般競争入札参加資格審議会(以下「審議会」という。)の審査に付すものとする。
- 7 監理課長は、前項の規定により審査に付した後、請負工事施行何を主務課長又は担当課長に返却するものとする。
- 8 主務課長は、第4項の規定により決裁を得た後、所定の手続に従い、内申書、設計図書及び予定価格調書を公所の長に送付するものとする。

#### (入札の公告)

- 第6条 公所の長及び担当課長は、請負工事設計額が1億円未満の建設工事にあつては前条第1項に規定する審査を経た後、請負工事設計額が1億円以上の建設工事にあつては同条第7項の規定による返却又は同条第8項の規定による送付を受けた後、財務規則第130条各号(第7号を除く。)に掲げる事項を入札日の前日から起算して少なくとも15日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)前までに、県のホームページへの掲載及び庁舎への掲示により公告するものとする。
- 2 前項の公告は、別紙の文例により行うものとする。

#### (入札説明書の交付等)

- 第7条 公所の長及び担当課長は、必要があると認めるときは、入札説明書を条件付き一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)に交付することができる。
- 2 前項の入札説明書は、次に掲げるすべての事項を記載したものとする。
    - (1) 前条第1項の規定による公告の写し
    - (2) 契約書案
    - (3) 開札立会者の職及び氏名
    - (4) 公所又は担当課の名称、所在地及び電話番号
  - 3 公所の長及び担当課長は、公告後、速やかに設計図書を縦覧に供するものとし、必要に応じて入札参加希望者に貸与することができる。
  - 4 入札参加希望者は、入札説明書及び設計図書に関して質問をする場合は、書面によりこ

れを行うものとする。

（申請書の提出）

第8条 公所の長及び担当課長は、入札参加資格を審査するため、入札参加希望者に、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）を、持参により提出させるものとする。

2 申請書は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 申請書の提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- (2) 申請書は、入札参加希望者に無断で、入札参加資格の審査以外の用途に使用しないこと。
- (3) 申請書は返却しないこと。
- (4) 提出期限以降における申請書又は申請書の添付資料の差替え及び再提出は認めないこと。

（入札参加資格の審査等）

第9条 公所の長及び担当課長は、入札参加希望者から申請書の提出があった場合は、記載内容を確認の上、条件付き一般競争入札参加資格審査一覧表（第4号様式。以下「審査一覧表」という。）を作成し、建設業者等選定委員会等において、あらかじめ設定した入札参加資格の有無について審査を行うものとする。

2 前項の審査は、申請書の提出期限の日をもって行う。ただし、第4条第1項第10号及び第11号に掲げる入札参加資格については、申請書の提出期限の日から前項の審査を行う日までのすべての期間について審査するものとする。

3 公所の長及び担当課長は、第1項の規定による審査の結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定による審査の結果は、入札前には公表しないものとする。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等）

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から3日（休日を除く。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、公所の長又は担当課長に説明を求めることができるものとする。

2 公所の長及び担当課長は、前項の説明を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から3日（休日を除く。）以内に、書面をもって回答するものとする。

3 公所の長及び担当課長は、第1項の規定により説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合においては、前条第3項の規定による通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

4 前条（第3項を除く。）の規定は、前項の入札参加資格があると認める場合の審査について準用する。

（入札参加資格の取消し）

第11条 公所の長及び担当課長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該者に対する第9条第3項又は前条第3項の規定による通知を取り消し、入札参加資格がない旨を通知するものとする。

- (1) 政令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合
  - (2) 第9条第3項の規定により通知をした日から開札の時までの間に、同項の通知を受けた者が指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けている場合
  - (3) 第9条第3項の規定により通知をした日から開札の時までの間に、同項の通知を受けた者について、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合
  - (4) 申請書に関し虚偽の事実の記載が明らかになった場合
- 2 前条の規定は、前項の規定により入札参加資格が取り消された場合について準用する。

(現場説明)

第12条 現場説明は、公所の長及び担当課長が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。

(入札の執行)

- 第13条 公所の長及び担当課長は、入札の参加者が、入札参加資格がある旨の通知を受けていること、申請書の提出期限の日から開札の時までの間において第4条第9号及び第10号の資格を有することをよく確認の上、入札を執行するものとする。
- 2 公所の長及び担当課長は、入札の執行に当たり、入札参加資格がある旨の条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを、入札参加者に提出させるものとする。
- 3 公所の長及び担当課長は、入札参加者について、審査一覧表と突合し、審査一覧表に記載されていない者は、入札から排除しなければならない。
- 4 公所の長及び担当課長は、入札の執行に当たり、入札参加者に入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出させるものとする。
- 5 公所の長及び担当課長は、開札したときは、開封した入札書の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなければならない。ただし、政令第167条の10第1項の規定を適用するときは、この限りでない。
- 6 公所の長及び担当課長は、落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を入札者全員に通知するものとする。

(入札経緯の公表)

- 第14条 公所の長及び担当課長は、落札者の決定後、入札参加希望者名、入札参加希望者のうち、当該入札に参加させなかった者及びその理由、入札参加者の入札金額、落札者の有無並びに落札者名を公表するものとする。
- 2 前項の規定による公表は、入開札一覧表の記載事項を県のホームページに掲載することにより行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(その他)

- 第15条 この要領に定めるもののほか、建設工事の条件付き一般競争入札の方法による請負契約の締結に係る事務の取扱いについては、指名競争入札に係る事務の取扱いの例によ

るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 青森県建設工事参加申込型指名競争入札事務取扱要領（平成7年6月27日付け青監第480号）及び青森県建設工事制限付き一般競争入札事務取扱要領（平成16年3月1日付け青監第1438号）は廃止する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月6日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領の規定は、平成25年10月1日以後に締結する建設工事の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する建設工事の請負契約であっても、平成26年3月31日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領の規定は、平成28年6月1日以後に入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領の規定は、平成30年7月1日以後に入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年3月13日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領の規定は、平成31年4月1日以後に締結する建設工事の請負契約のうち、平成31年10月1日以後に引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領の規定は、令和7年2月1日以後に入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。



別紙（第6条関係）

その1（県内一般型（単体）の場合）

年 月 日

殿

事務所長

### 条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（県内一般型（単体））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 号
- (2) 工 事 名
- (3) 工事場所
- (4) 工 種
- (5) 工 期 年 月 日（契約書取交わしの日から 日間）
- (6) 工事概要（規模、形式、工法等）
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 本県に本店を有していること。
- (6) (A) 参加資格規則第6条第1項の規定により、 工事で 級に決定されていること（及び青森県建設工事共同企業体取扱要領（平成2年4月1日付け青監第2号）第13条第1項の規定により、 工事で 級に決定されていること）。
- (6) (B) 工事で総合点（参加資格規則第5条第2項に規定する客観的査定要素の審査により算出された数値及び同項に規定する主観的査定要素の審査により算出された数値の合計の数値をいう。）が、 点以上であること。
- (7) 工事の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が、 点以上であること。
- (8) 過去15年間に同種の建設工事（工事種別 で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合

に限る。

- (9) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (10) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 建設業法第26条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあつては、1級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (13) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (14) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限            年    月    日（持参に限る。）
- (2) 提出部数        1部
- (3) 提出場所            県            市（町・村）            事務所
- (4) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者（共同企業体の方法による場合は、代表者）は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

### 4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

#### (1) 入札説明書の交付

ア 期間            年    月    日から    年    月    日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所            県            市（町・村）            事務所

ウ 交付の方法    入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に    事務所            課に直接申し込むこと。

#### (2) 設計図書の縦覧

ア 期間            年    月    日から    年    月    日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所            県            市（町・村）            事務所

ウ 貸与等    入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

#### (3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年 月 日までに、書面により、事務所に提出すること。

5 現場説明

- (1) 日 時            年    月    日    午前（後）        時    分  
(2) 場 所            県            市（町・村）

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時            年    月    日    午前（後）        時    分  
(2) 場 所            県            市（町・村）                            事務所

7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格5億円以上の建設工事については、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。

- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

10 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。  
備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

- (1) 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知  
落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (3) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(1) 名 称 事務所 課  
(2) 場 所 県 市(町・村)  
(電話 ー ー)

用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙（第6条関係）

その2（県内一般型（JV）の場合）

年 月 日

殿

事務所長

### 条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（県内一般型（JV））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 号
- (2) 工 事 名
- (3) 工事場所
- (4) 工 種
- (5) 工 期 年 月 日（契約書取交わしの日から 日間）
- (6) 工事概要（規模、形式、工法等）
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 共同施工方式の特定共同企業体（甲型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が、政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (5) 各構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 各構成員が、本県に本店を有していること。
- (7) (A) 各構成員が、参加資格規則第6条第1項の規定により、 工事で 級に決定されていること。
- (7) (B) 各構成員が、 工事で総合点（参加資格規則第5条第2項に規定する客観的査定要素の審査により算出された数値及び同項に規定する主観的査定要素の審査により算出された数値の合計の数値をいう。）が、 点以上であること。
- (8) 工事の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評価値が、代表者にあつては 点以上、その他の構成員にあつては 点以上であること。
- (9) 過去15年間に代表者が同種の建設工事（工事種別 で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であるこ

と。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

- (10) 各構成員が労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (11) 各構成員が青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) 各構成員が、建設業法第26条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあつては、1級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (13) 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (14) 各構成員の出資比率が、                      以上であること。
- (15) 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。
- (16) 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。
- (17) 構成員の数が                      であること。
- (18) 各構成員が、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (19) 各構成員が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (20) 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限              年        月        日（持参に限る。）
- (2) 提出部数        1部
- (3) 提出場所              県                      市（町・村）                      事務所
- (4) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった共同企業体の代表者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

### 4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

- (1) 入札説明書の交付

ア 期 間              年        月        日から        年        月        日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場 所              県                      市（町・村）                      事務所

ウ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に 事務所 課  
に直接申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期 間 年 月 日から 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び休日  
を除く。）

イ 場 所 県 市（町・村） 事務所

ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年 月 日までに、書面により、  
事務所に提出すること。

5 現場説明

(1) 日 時 年 月 日 午前（後） 時 分

(2) 場 所 県 市（町・村）

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 年 月 日 午前（後） 時 分

(2) 場 所 県 市（町・村） 事務所

7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当  
するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発  
行する債券

(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付  
け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以  
上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する  
額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格5億円以上の建設工事  
については、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約  
を締結することとする。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。  
備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

- (1) 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知  
落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (3) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(1) 名 称                      事務所                      課  
(2) 場 所                      県                      市 (町・村)  
(電話                      -                      -)



用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙（第6条関係）

その3（地域限定型（単体Ⅰ・Ⅱ）の場合）

年 月 日

殿

事務所長

### 条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（地域限定型（単体Ⅰ・Ⅱ）により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 号
- (2) 工 事 名
- (3) 工事場所
- (4) 工 種
- (5) 工 期 年 月 日（契約書取交わしの日から 日間）
- (6) 工事概要（規模、形式、工法等）
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 事務所管内（ 市・町・村）に本店を有していること。
- (6) (A) 参加資格規則第6条第1項の規定により、 工事で 級に決定されていること（及び青森県建設工事共同企業体取扱要領（平成2年4月1日付け青監第2号）第13条第1項の規定により、 工事で 級に決定されていること）。
- (6) (B) 工事で総合点（参加資格規則第5条第2項に規定する客観的査定要素の審査により算出された数値及び同項に規定する主観的査定要素の審査により算出された数値の合計の数値をいう。）が、 点以上であること。
- (7) 工事の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が、 点以上であること。（地域限定型（単体Ⅱ）は除く。）
- (8) 過去15年間に同種の建設工事（工事種別 で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。

と。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

- (9) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (10) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあつては、（1・2）級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (13) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (14) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 年 月 日（持参に限る。）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 県 市（町・村） 事務所
- (4) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

### 4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

#### (1) 入札説明書の交付

ア 期間 年 月 日から 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所 県 市（町・村） 事務所

ウ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に 事務所 課に直接申し込むこと。

#### (2) 設計図書の縦覧

ア 期間 年 月 日から 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所 県 市（町・村） 事務所

ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

#### (3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年 月 日までに、書面により、

事務所に提出すること。

5 現場説明

- (1) 日 時 年 月 日 午前（後） 時 分  
(2) 場 所 県 市（町・村）

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 年 月 日 午前（後） 時 分  
(2) 場 所 県 市（町・村） 事務所

7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金  
ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。  
(7) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。  
(4) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。  
(5) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。  
(i) 国債又は地方債  
(ii) 政府の保証のある債券  
(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手  
(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券  
(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証  
イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(7)から(5)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。  
(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

10 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

## 11 入札条件

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

## 12 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。  
備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

## 13 その他

- (1) 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知  
落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (3) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

## 14 担当課（公所）及び所在地

- (1) 名 称                      事務所                      課
- (2) 場 所                      県                                  市（町・村）  
                                （電話                      ー                      ー）

用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙（第6条関係）

その4（地域限定型（JV）の場合）

年 月 日

殿

事務所長

### 条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（地域限定型（JV））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 号
- (2) 工 事 名
- (3) 工事場所
- (4) 工 種
- (5) 工 期 年 月 日（契約書取交わしの日から 日間）
- (6) 工事概要（規模、形式、工法等）
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 共同施工方式の特定共同企業体（甲型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が、政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (5) 各構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 各構成員が、 事務所管内（ 市・町・村）に本店を有していること。
- (7) (A) 各構成員が、参加資格規則第6条第1項の規定により、 工事で 級に決定されていること。
- (7) (B) 各構成員が、 工事で総合点（参加資格規則第5条第2項に規定する客観的査定要素の審査により算出された数値及び同項に規定する主観的査定要素の審査により算出された数値の合計の数値をいう。）が、 点以上であること。
- (8) 工事の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が代表者にあつては 点以上、その他の構成員にあつては 点以上であること。
- (9) 過去15年間に代表者が同種の建設工事（工事種別 で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。

と。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

- (10) 各構成員が労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (11) 各構成員が青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) 各構成員が、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあつては、（1・2）級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (13) 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (14) 各構成員の出資比率が、                      以上であること。
- (15) 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。
- (16) 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。
- (17) 構成員の数が                      であること。
- (18) 各構成員が、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (19) 各構成員が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (20) 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限              年        月        日（持参に限る。）
- (2) 提出部数              1部
- (3) 提出場所              県                      市（町・村）                      事務所
- (4) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった共同企業体の代表者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

### 4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

#### (1) 入札説明書の交付

ア 期間              年        月        日から        年        月        日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所              県                      市（町・村）                      事務所

ウ 交付の方法    入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に              事務所              課

に直接申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期 間            年    月    日から    年    月    日まで（日曜日、土曜日及び休日  
を除く。）

イ 場 所            県            市（町・村）            事務所

ウ 貸与等    入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年 月 日までに、書面により、  
事務所に提出すること。

5 現場説明

(1) 日 時            年    月    日 午前（後）    時    分

(2) 場 所            県            市（町・村）

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時            年    月    日 午前（後）    時    分

(2) 場 所            県            市（町・村）            事務所

7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金    免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当  
するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発  
行する債券

(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付  
け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以  
上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する  
額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札  
者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名  
停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要  
件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。



10 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

11 入札条件

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

12 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

13 その他

- (1) 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知  
落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (3) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

14 担当課（公所）及び所在地

- (1) 名 称                      事務所                      課
- (2) 場 所                      県                                      市（町・村）  
                                    （電話                      ー                      ー）

用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙（第 6 条関係）

その 5（一般型（単体）の場合）

年 月 日

殿

事務所長

### 条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（一般型（単体））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 号
- (2) 工 事 名
- (3) 工事場所
- (4) 工 種
- (5) 工 期 年 月 日（契約書取交わしの日から 日間）
- (6) 工事概要（規模、形式、工法等）
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3 に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 2 年 3 月青森県規則第 18 号。以下「参加資格規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第 4 項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 本県に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) (A) 参加資格規則第 6 条第 1 項の規定により、 工事で 級に決定されていること（及び青森県建設工事共同企業体取扱要領（平成 2 年 4 月 1 日付け青監第 2 号）第 13 条第 1 項の規定により、 工事で 級に決定されていること）。
- (6) (B) 工事で総合点（参加資格規則第 5 条第 2 項に規定する客観的査定要素の審査により算出された数値及び同項に規定する主観的査定要素の審査により算出された数値の合計の数値をいう。）が、 点以上であること。
- (7) 工事の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査の結果の直近年度の総合評定値が、 点以上であること。
- (8) 過去 15 年間に同種の建設工事（工事種別 で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率 20 パーセント以上の場

合に限る。

- (9) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (10) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあつては、（1・2）級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (13) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (14) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限            年    月    日（持参に限る。）
- (2) 提出部数            1部
- (3) 提出場所            県            市（町・村）            事務所
- (4) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者（共同企業体の方法による場合は、代表者）は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

### 4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

#### (1) 入札説明書の交付

ア 期間            年    月    日から    年    月    日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所            県            市（町・村）            事務所

ウ 交付の方法    入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に    事務所    課に直接申し込むこと。

#### (2) 設計図書の縦覧

ア 期間            年    月    日から    年    月    日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所            県            市（町・村）            事務所

ウ 貸与等    入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

#### (3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年 月 日までに、書面により、事務所に提出すること。

5 現場説明

- (1) 日 時            年    月    日    午前（後）        時    分  
(2) 場 所            県            市（町・村）

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時            年    月    日    午前（後）        時    分  
(2) 場 所            県            市（町・村）                            事務所

7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格5億円以上の建設工事については、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。

- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

10 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

11 入札条件

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

12 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

13 その他

- (1) 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知  
落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (3) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

14 担当課（公所）及び所在地

- (1) 名 称                      事務所                      課
- (2) 場 所                      県                                      市（町・村）  
                                    （電話                      ー                      ー）

用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙（第6条関係）  
その6（一般型（JV）の場合）

年 月 日

殿

事務所長

### 条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（一般型（JV））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

#### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 号
- (2) 工 事 名
- (3) 工事場所
- (4) 工 種
- (5) 工 期 年 月 日（契約書取交わしの日から 日間）
- (6) 工事概要（規模、形式、工法等）
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 共同施工方式の特定共同企業体（甲型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が、政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (5) 各構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 各構成員が、本県に本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) (A) 各構成員が、参加資格規則第6条第1項の規定により、 工事で 級に決定されていること。
- (7) (B) 各構成員が、 工事で総合点（参加資格規則第5条第2項に規定する客観的査定要素の審査により算出された数値及び同項に規定する主観的査定要素の審査により算出された数値の合計の数値をいう。）が、 点以上であること。
- (8) 工事の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が代表者にあつては 点以上、その他の構成員にあつては 点以上であること。
- (9) 過去15年間に代表者が同種の建設工事（工事種別 で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。

と。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

- (10) 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (11) 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) 各構成員が、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を設置することができる。ただし、主任技術者にあつては、（1・2）級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (13) 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (14) 各構成員の出資比率が、                      以上であること。
- (15) 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。
- (16) 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。
- (17) 構成員の数が                      であること。
- (18) 各構成員が、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (19) 各構成員が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (20) 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限              年        月        日（持参に限る。）
- (2) 提出部数等            1部
- (3) 提出場所              県                      市（町・村）                      事務所
- (4) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった共同企業体の代表者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

### 4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

#### (1) 入札説明書の交付

ア 期間              年        月        日から        年        月        日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 場所              県                      市（町・村）                      事務所

ウ 交付の方法    入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に              事務所              課

に直接申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期 間            年    月    日から    年    月    日まで（日曜日、土曜日及び休日  
を除く。）

イ 場 所            県            市（町・村）            事務所

ウ 貸与等    入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年 月 日までに、書面により、  
事務所に提出すること。

5 現場説明

(1) 日 時            年    月    日 午前（後）    時    分

(2) 場 所            県            市（町・村）

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時            年    月    日 午前（後）    時    分

(2) 場 所            県            市（町・村）            事務所

7 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金    免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当  
するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発  
行する債券

(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付  
け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以  
上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する  
額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

9 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格5億円以上の建設工事  
については、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約  
を締結することとする。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札  
者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名



停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

#### 10 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

#### 11 入札条件

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

#### 12 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。  
備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

#### 13 その他

- (1) 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知  
落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (3) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

#### 14 担当課（公所）及び所在地

- (1) 名 称                      事務所                      課
- (2) 場 所                      県                                  市（町・村）  
                                （電話                      ー                      ー）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別紙（第6条関係）

その7（混合型（JV）の場合）

年 月 日

殿

事務所長

### 条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（混合型（JV））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

#### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 号
- (2) 工 事 名
- (3) 工事場所
- (4) 工 種
- (5) 工 期 年 月 日（契約書取交わしの日から 日間）
- (6) 工事概要（規模、形式、工法等）
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 共同施工方式の特定共同企業体（甲型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が、政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (5) 各構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 構成員の代表者が県外に本店を有し、かつ、県内に支店又は営業所を有していること。
- (7) その他の構成員が県内（ 事務所管内又は 市・町・村）に本店を有していること。
- (8) (A) 各構成員が、参加資格規則第6条第1項の規定により、 工事で 級に決定されていること。
- (8) (B) 各構成員が、 工事で総合点（参加資格規則第5条第2項に規定する客観的査定要素の審査により算出された数値及び同項に規定する主観的査定要素の審査により算出された数値の合計の数値をいう。）が、 点以上であること。
- (9) 工事の建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が代表者にあつては 点以上、その他の構成員にあつては 点以上であること。

- (10) 過去15年間に代表者が同種の建設工事（工事種別 で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (11) 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (12) 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (13) 各構成員が、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を設置することができる。ただし、主任技術者にあつては、（1・2）級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (14) 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (15) 各構成員の出資比率が、 以上であること。
- (16) 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。
- (17) 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。
- (18) 構成員の数が （うち県内に本店を有する者 ）であること。
- (19) 各構成員が、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (20) 各構成員が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (21) 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 年 月 日（持参に限る。）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 県 市（町・村） 事務所
- (4) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった共同企業体の代表者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

### 4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

- (1) 入札説明書の交付

ア 期間 年 月 日から 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格5億円以上の建設工事については、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。



(電話           —           —)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。